

この投稿は、学会の見解を示すものではなく個人の責任においてなされたものです。
一切の責任は、投稿者本人に帰するものとします。

目的を誤り手続き違えた SAICM 実施計画は 国際社会における日本の信頼を棄損する - 「SAICM 国内実施計画 (案)」に対する意見 -

星 川 欣 孝

SAICM 関係省庁連絡会議の事務局を務める環境省が、「SAICM 国内実施計画(案)」を7月17日に公示した。その SAICM 国内実施計画 (案) は、総括的にいえば、策定の手続きに関しても、実施計画としての内容に関しても、さらには文書策定の目的に関しても、SAICM という国際協調活動のための日本の実施計画に値しない文書です。

本来、SAICM 国内実施計画 (案) は、社会の全ての構成員が化学物質取扱いの当事者であるとの認識の下、社会の幅広い者の意見を汲み上げつつ社会の化学物質総合管理の能力向上のために策定すべきものです。それゆえ、より多くの人々が活発に論議に参画し易くするために、SAICM 関係省庁連絡会議の事務局に意見を提出するとともに、以下の通りここに、「SAICM 国内実施計画(案)」に対する意見を提示します。多くの方のご意見とご批判が論議の輪に寄せられることを期待しています。

1. SAICM に沿った SAICM 国内実施計画の策定に関する意見

SAICM 国内実施計画 (案) は、2003 年 10 月に日本政府が国際機関に提出したナショナル・プロファイルが国連研修調査研究所 (UNITAR; United Nations Institute for Training and Research) などがナショナル・プロファイルや国内実施計画の策定のために提示しているガイドラインや書式などを基準に検証すると 100 点満点で 10 点程度にしか得られないのと同様に、60 点の合格点には遠く及ばない行動計画と言わざるを得ません。このような文書を国際機関に提出して国内外に公開することは、関係者の無理解さ・不誠実さを自ら露呈する愚かな行為であり、国際的に失笑を買うものです。それゆえ、策定手続きの構築から根本的に改めて仕切り直す必要があります。

(1) SAICM 国内実施計画の策定手続きに関する意見

「SAICM に沿って国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む」ことの必要性は、SAICM 国内実施計画 (案) も指摘するように、日本にとってとりわけ重要です。しかし、そのような化学物質管理に関わる国際協調的な取組みにおいても、また国内的にみても化学物質の主たる分野は労働安全衛生や消費者安全であり、そして国際的には火災爆発防止であって、化学物質審査規制法を主として念頭においた環境保全の分野ではありません。しかるに、化学物質管理が僅かな比重でしかない環境基本計画の対象分野に限定して SAICM への対応を閣議決定した政府の判断 (国内実施計画 (案) の 3 頁上 8 行目～、以下同じ) は、SAICM の理念やそれに関連する国際協調活動が目指している方向性に基本的に反しています。言い換えると、今回策定すべき SAICM 国内実施計画は、環境保全に係る環境基本計画だけでなく、労働安全衛生に係る労働災害防止計画、製品安全に係る消費者基本計画といった既存の行動計画における化学物質管理に係る取組みだけでなく、そのような行動計画に含まれないその他の分野における化学物質管理に係る取組みをも包括して新たな国内実施計画と位置づけて取り組むべきものです。この点に関する SAICM 関係省庁連絡会議の認識と判断 (3 頁上 19 行目～) は根本的に誤って

います。

それに加えて、「SAICM に沿って国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む」ための SAICM 国内実施計画の策定は、SAICM に沿った手続きを踏んだロードマップを作成して取り組む必要があります。その際に各国政府が参考にすべき手引書は国連研修調査研究所 (UNITAR; United Nations Institute for Training and Research) が数多く策定しています (UNITAR, 1996, 2007)。それらによると、SAICM 国内実施計画の策定で最も重要な最初の作業は、国内実施計画で取り上げる取組課題を設定し、それらの優先順位付けを行うナショナル・プロファイルを作成することです。しかし今回の SAICM 国内実施計画 (案) では日本のナショナル・プロファイルに関する記述は国内実施計画 (案) 付属資料 3 の頭書き (30 頁上 2 行目) のみで、本文にはナショナル・プロファイルの策定に関する記述がありません。そのため、本文に対する意見として書式に従って意見を提示する方が閉ざされています。SAICM 国内実施計画(案) に日本のナショナル・プロファイルに関する記述を加える必要があります。

なお、付属資料 3 の頭書きに注記される「化学物質管理に関するナショナル・プロファイル」という政府文書 (IFCS 各省庁連絡会議, 2003) は、2003 年に IFCS 各省庁連絡会議が国民に非公開で策定し、パブリック・コメントの手続きを経ずに国際機関に提出した暫定的な文書にすぎず、しかもその内容は UNITAR の手引きを参考にして策定したと明記しながら、手引きが規定する策定の手続きを踏んでおらず、化学物質管理の現状に関する記述は部分的で、しかも現状の分析や取組課題の設定という肝心な作業を全く行っていない極めて不完全かつ不誠実なものでした (星川他, 2005a, 2005b, 2006a)。

したがって今回、SAICM 関係省庁連絡会議が国内実施計画の策定に当たって最初に行うべき作業は、2003 年 10 月に国際機関に提出した未完成のナショナル・プロファイルについて化学物質管理に係る現状記述の欠落部分を補充し、それらに基づき現状の分析や取組課題の設定という国内実施計画の策定に必須な作業を行って日本のナショナル・プロファイルを完結することです。この点に関しても SAICM 関係省庁連絡会議の認識と判断は根本的に誤っています。

(2) SAICM 国内実施計画の内容に関する意見

SAICM に沿った SAICM 国内実施計画で取り上げる化学物質管理制度に係る取組課題は、SAICM を構成する 3 つの基本文書 (ドバイ宣言、総合戦略 (OPS; Overarching Policy Strategy) および世界行動計画 (GPA; Global Plan of Action)) を参考にして設定する必要があります。言い換えると、それらの基本文書は日本政府も合意した国際協調活動のための各国共有文書であり、日本の SAICM 国内実施計画の内容もそれらの文書ならびに UNITAR が化学物質適正管理国際組織間計画 (IOMC; Inter-Organisation Programme for the Sound Management of Chemicals) と連携して策定した各種の手引きに留意して全ての関係者を交えて検討し設定する必要があります。

そのような SAICM に沿った立場で SAICM 国内実施計画を策定する場合に最も重要なことは、SAICM 国内実施計画を何のために策定するかという SAICM 国内実施計画策定の目的です。これに関して SAICM 基本文書の OPS は、5 つの視点、つまり、①リスク削減、②知識・情報、③統治、④管理能力強化および⑤不法な国際取引の視点から化学物質管理の制度・仕組みや取組みに認められる隙間、重複、非効率などを体系的かつ費用対効果的に優れた方策で改善することを第一の目的にしています (UNITAR, 1996, 2007)。

ところが、SAICM 国内実施計画 (案) 第 2 章 2 項では、OPS の 5 つの視点と全く異なる、(1) リスクの評価、(2) リスクの管理、(3) 安全・安心の一層の確保および(4) 国際的な課題への対応という独特な観点をを用いて記述しています。SAICM 関係省庁連絡会議がこのような観点を選

定した論拠は第四次環境基本計画で用いた観点を踏襲しただけと推測します。しかし結果的には、第3章2項にみられるように、環境保全という一つの分野で用いた観点を他の分野の様々な取組みに適用してそれらを単に分類しただけに留まり、SAICM 国内実施計画の目的である化学物質管理に係る様々な分野の制度・仕組みや取組みを体系的かつ包括的に見直して社会の管理能力の強化に資する実施計画を新たに構築することになっていません。言い換えると、SAICM 国内実施計画（案）は、化学物質管理に係る現行の制度・仕組みや取組みに認められる隙間、重複、非効率などの改善に体系的に取り組むという国際協調活動に叶う SAICM 国内実施計画とは全く異なるものに変質しています。

これに関連する SAICM 関係省庁連絡会議の認識と判断の大きな誤りは、国内実施計画（案）の4頁下11行目からの「SAICM 国内実施計画の策定は、SAICM に沿った化学物質管理政策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国内外の関係者に示し、関係者の取組を確実に実施する上で有益である・・・」という記述に端的に表われています。社会の化学物質管理能力の強化を目的とする SAICM 国内実施計画を、関係省庁の連携に資することを目的に作成するという認識は論外です。あまりにも矮小な理解であり、志が低すぎるといわざるを得ません。

(3) 目指すべき化学物質管理制度の認識共有の重要性に関する意見

SAICM 国内実施計画を策定するに当たっては、目指すべき化学物質管理制度に関して関係者間で認識を共有することが重要です。それなくしては、本来、国内実施計画を策定することは不可能です。しかし SAICM 国内実施計画（案）の本文には、策定の過程でどのような方法でどの程度の認識共有化が行われたかを明確には記述されていません。日本を取り巻く各国の化学物質管理制度の現況がどのようになっているか、SAICM に関する国際機関の活動はどのような方向を指向しているか、それらに対して日本はどのように行動すべきかについて様々な関係者が参集して意見交換を行い、それによって関係者間に対策の検討に必要な共通認識を形成し、そのうえで実施計画案に組入れる取組課題とそれらの優先順位付けを確定するという手続きが SAICM に沿った SAICM 国内実施計画の策定に不可欠です。

上記のような観点から目指すべき化学物質管理制度の候補を考えれば、その第一は社会で取り扱われる化学物質のリスクを包括的かつ体系的に管理する化学物質総合管理です。その概念および関連実務は、日本も加盟している経済協力開発機構（OECD）が1970年代から、健康被害等の未然防止に加えて、化学品貿易の非関税障壁を未然防止する観点から制度・仕組みの国際調和の必要性を重視して取り組んで合意されてきました。さらに、1992年の国連環境開発会議（UNCED）における化学物質総合管理の国際行動計画ともいえるアジェンダ21の第19章の合意によって、世界的に定着しました（星川他, 2007a）。それに該当する最も典型的な法制は、2007年6月に施行された欧州連合（EU）の REACH（化学物質の登録、評価、認可、制限）規則であり、REACH 規則の前文には、WSSD2020年目標の達成および SAICM の遂行に寄与するよう REACH 規則を構成したことが明記されています（星川他, 2012）。

SAICM国内実施計画（案）の本文には、目指すべき化学物質管理制度についての記述は何もありませんが、最近増田優氏が、国際的な潮流である化学物質総合管理法制に係る国際的な活動の経緯や分散的に乱立する日本の規制法群に対する化学物質総合管理法制の優位性に関して、「点の規制から面の管理へ」と題する意見を化学生物総合管理学会ホームページの「論議の輪」欄に投稿し、意見交換を呼びかけています（増田, 2012; <http://www.cbims.net/ronginowa.html>）。

増田氏の意見から国際的な動向や日本の実態との乖離を簡潔に論じた部分を示すと以下のと

おりです。

「国際社会は過去 40 年間、経済協力開発機構（OECD）や世界保健機関（WHO）、国際労働機関（ILO）、国連環境計画（UNEP）といった国連の専門機関などで論議を重ねつつ多くの事項に合意を形成してきた。そして 1992 年の国連環境開発会議（UNCED）において、労働安全衛生、消費者製品安全、環境保全、火災爆発防止などといった分野毎の違いや ILO、WHO、UNEP、OECD などといった組織毎の差異を乗り越えてそれらの活動を糾合し、包括的な化学物質の総合管理に関する行動計画としてアジェンダ 21 第 19 章に合意した。その後 2002 年の持続可能な発展に関する世界首脳会議（WSSD）でこの計画を強化し加速化することに合意し、それを受けて 2006 年に具体的な行動計画である国際化学物質管理戦略行動計画（SAICM）を策定し、今日その実現に向けて活動を展開している。

こうした論議の過程の中で国際社会は、政府が特定の化学物質を指定して一律に規制するという考え方を止揚し、化学物質を取り扱う者がそれぞれの実態を踏まえて適切に管理するという考え方へと大きく方向転換した。政府による規制は限られた数少ない点、即ち指定化学物質や特定化学物質といった規制対象化学物質にしかその作用が及ばず、いわゆる隙間問題の発生は避け難い。その反省のもとに、万を超える化学物質が津々浦々で千差万別な目的のために多様な形で多彩な当事者によって取り扱われているという現実の社会の実態を厳然たる事実として受け止めた上で、取りこぼしが起きないように面として捉えて全ての化学物質を管理していく道を選んだ。そして、評価管理手法や情報共有公開制度などを整えることにより、個々の当事者の管理能力を高め、ひいては社会全体の管理能力を高める道を歩み出した。それと同時に、労働安全衛生、消費者製品安全、環境保全、火災爆発防止といった分野を個々別々に扱ってきた歴史を改め、これらの分野を包括的に捉え一元的に管理していく化学物質の総合管理の考え方を確立した。労働安全衛生、消費者製品安全、環境保全、火災爆発防止といった分野毎に面を分割することは、隙間をもたらしかねない。全体を一つの面で覆って統一的に管理する総合管理により、新たな隙間問題を未然に回避する道に踏み出した。」

SAICM 国内実施計画（案）の作成に携わってきた人々には増田氏の意見に同意しない人が多いのではないかと推測します。しかし、同意しないならばしない理由を明確にして、反論を社会に明示的に示すことが必要です。それが国際的に求められる当たり前の手続きです。SAICM 国内実施計画の策定に関与している行政の担当官、審議会の委員、産業界、学界、民間団体、その他の関係者に欠落しているのは、日本を取り巻く各国の化学物質管理制度の現況がどのようになっているか、SAICM に関する国際機関の活動はどのような方向を指向しているか、それらに対して日本はどのように行動するべきかについて十分な意見交換を行い、それによって関係者間に必要な共通認識を形成する手続きの重要性に対する認識です。

そのような認識の欠落を裏付ける一つの証拠は、SAICM 関係省庁連絡会議を国民に非公開としていることです。また SAICM 国内実施計画（案）へのコメント公募の時点で、「化学物質と環境に関する政策対話」の第 1 回会合の議事録を公開していないことも同様です。これらの非公開についてはいずれも正当な理由は見当たらず、国民がパブリック・コメント募集に応ずる上で障害になっています。国際的な状況に関して関係者間の共通認識を形成する討論の場を設置して十分に認識の共有化を図ったうえで SAICM 国内実施計画（案）を新たに作成し直し、そのうえでパブリック・コメントを募集して SAICM 国内実施計画を完成するという段取りを

再度採ることを要請します。

2. 日本の SAICM 国内実施計画に必須の取組課題

SAICM に沿って日本の SAICM 国内実施計画を策定する場合に最も重要なことは、既に指摘したように、化学物質管理に係る現行の制度・仕組みや取組みに認められる隙間、重複、非効率などを抜本的に解消する費用対効果の優れた方策を取組課題の中核に位置付けることです。SAICM 国内実施計画（案）の本文にはそのような観点からの記述はありません。しかし化学物質管理の日本の実態は、法制面でみても労働安全衛生や製品安全といった管理の実態面でみても、欧米先進国に限らず、アジア諸国にも立遅れて国民が不利な状況に立ち至っています。それゆえ例えば、SAICM 基本文書の OPS 第 22 項の視点から新たな行動計画の取組課題を列挙すれば、数多くの課題が見出されるに違いありません（星川他, 2005a）。

そのような取組課題の一つの候補は、化学生物総合管理学会の春季討論集会参加者有志が同学会ホームページの「論議の輪」欄に投稿し意見交換を呼びかけている「アジア諸国に立遅れる日本に必要な化学物質総合管理法の整備」と題する緊急提言です（春季討論集会参加者有志, 2012）この緊急提言は、日本の立遅れた状況を抜本的に改善する最善の方策は化学物質総合管理法を整備することであるという共通認識に基づいて「化学物質の総合管理に関する法律」の要綱案を具体的に提示しています（付属資料参照）。

春季討論集会参加者有志の緊急提言の趣旨は以下のとおりですが、その要綱案の重点は、乱立する現行の規制法群の下で分散している行政府の化学物質管理に関する制度・仕組みや取組みを整理・統合することによる費用対効果の優れた包括的な化学物質総合管理法を実現することです。そのような法律およびそれを運用する行政体制の整備こそ、WSSD2020 年目標の実現に不可欠な日本の化学物質管理の基本的社会システムであります。

「・・・このような国際的な競争力や市民の健康に悪影響を及ぼしかねない窮状を打開するため、化学生物総合管理学会では 2012 年 3 月 7 日に開催した春季討論集会において、1)化学物質管理の法体系と国際競争力および 2)化学品法規制と情報のあり方に係る問題点と解決策について討論を行った。その中で、例えば、①化学品の輸出入業務における現行の省庁縦割り規制法に基づく不適切かつ不合理な扱い、②化学物質届出情報の相互受入れ制度を活用できない事業者の不利な現況、③家庭用殺虫剤に係る法律の不備によるリスク管理および競争上の不条理、さらには④諸外国では法律に基づき管理されている個別製品に係る問題の顕在化などの事例が問題提起された。

これらが明らかにすることは、世界の潮流である化学物質総合管理を無視して旧来の縦割り規制法に固執するあまり袋小路に入り込んでしまった日本の現状である。そしてこのような無残な実状を改善する方策は、国際協調を重視して化学物質のリスク評価やリスク管理を包括的に扱う化学物質総合管理法を早急に整備するとともに、それを一元的に執行する中核的な行政機関と評価機関を設置すること以外にはないことも明白になった。

最近、厚生労働省、経済産業省および環境省は「今後の化学物質管理政策に関する合同検討会」を設置し、労働者保護、消費者保護、環境保護の総合的な視点に立って体系的に危険有害性情報の収集・評価等を進める方策について論議に着手した。このような合同検討会の設置は歓迎されるものの、SAICM に基づく国際協調活動の進展に鑑みれば事は急を要する。それゆえ、3 省が検討会を設置したことを契機に論議の活性化に資するため、春季討論集会の意見交換を踏まえて化学物質総合管理法の法律要綱（試案）を策

定し化学生物総合管理学会ホームページの「論議の輪」欄に投稿して公表することとした。」

なお、SAICM 関係省庁連絡会議が SAICM に沿った日本の SAICM 実施計画の案を検討する際に忘れてならない重要な課題として、国会が化学物質審査規制法の改正に当たって附帯決議として提示した総合的な管理に係る事項への対応があります。SAICM 関係省庁連絡会議の立場からみれば、附帯決議の中には同連絡会議が主体的に対応すべき決議事項があるにも関わらず（星川他, 2009a, 2009b）、それに関する記述が SAICM 国内実施計画（案）の本文にありません。国会が化学物質審査規制法の改正に当たって政府に対して附帯決議として提示した総合的な管理に係る主な事項は以下の通りです（星川他, 2009b）。言い換えると、これらの国会附帯決議に対する政府の対応方針およびそれに基づく具体的な取組課題を SAICM 国内実施計画（案）に明記する必要があります。

- 1) 総合的、統一的な法制度および行政組織のあり方の検討
- 2) 国際合意を遵守する国の責任と具体的スケジュールの明確化

この件に関連する SAICM 関係省庁連絡会議の姿勢に対する懸念は、「日本が議会制民主主義の法治国家である」ことをどのように認識しているかという疑問です。例えば、SAICM 国内実施計画（案）の 20 頁下 3 行目に「・・・また、関係府省の連携・協力と情報共有を一層強化・推進し、包括的な化学物質対策の確立と推進を図ることで、国民の安全を確保し、国民が安心して生活できる社会の実現を目指す。」という記述があります。しかし、これに関連した法律体系の整備については全く触れていません。本来、法治国家においては、化学物質のリスク管理のように国民の安全を確保し国民が安心して生活できる社会の実現を目指すための社会システムおよびその運用体制は、法律で明確に規定するのが鉄則であり、ましてや化学物質のように活発に国際的に交易される物品に係る安全管理制度は諸外国に対して非関税障壁にならないよう配慮し、国際的に整合した法律制度を整備して透明性を確保する必要があります（OECD, 1974）。ここに見え隠れする法律の整備をせずに済まそうとする SAICM 関係省庁連絡会議の姿勢は、OECD の基本的立場に反するだけでなく、日本の行政指導に対する世界の批判に答えて過去に是正措置を講じてきた方向性にも反しています。

3. SAICM 国内実施計画の策定主体の問題

日本の SAICM 国内実施計画は、SAICM 関係省庁連絡会議が策定することで取り進められています。しかしこれに関していくつかの疑念があります。まず最大の疑念は、この関係省庁連絡会議は関係省庁の申合せで設置されているだけで、国際合意を実行するための行政組織として閣議を経て設置されるものではありません。そしてそのような関係省庁連絡会議が 2006 年 4 月の第 1 回会合において国内実施計画を策定する方針を決議しました。しかし、そのような手続きで設置された、いわば任意の行政組織が策定する SAICM 国内実施計画は、どんな手続きを経て日本の公式な実施計画に認定されるのかを明らかにしていません。先進国の例では、国際合意に対処する国の方針はまず閣議で定め、それに基づいて設置される行政組織等が国内実施計画の策定を検討し、その成果物を閣議で承認した後に国内で実施し国際機関に通知するのが通例です。兎も角もはっきりしていることは、日本政府から提出された SAICM 国内実施計画は国際社会では持続可能な発展に関する世界首脳会議（WSSD）の合意に繋がる日本政府の約束事と理解されるということです。

SAICM 国内実施計画（案）の第4章には関係省庁連絡会議が実施状況について点検し結果を公表することは記述しています。しかしそれ以上に重要なことは、SAICM 国内実施計画の国の政策としての位置付けについて明確に記述することです。それに対する記述が SAICM 国内実施計画（案）の本文にないため、例えば、そのような国内実施計画は政策評価法の事前評価の対象になりうる国の計画であるのかどうかを検証することができません（星川他, 2008b）。この点に関する記述を本文に加える必要があります。

もう一つの大きな疑念は、関係省庁連絡会議が第1回会合で採択した SAICM 国内実施計画の策定方針と SAICM 国内実施計画（案）の第3章2項に記載される「具体的な取組事項」の齟齬です。すなわち、第1回会合において採択された SAICM 国内実施計画の策定方針は、その各論を「世界行動計画に掲げられた 273 の行動項目のうち、我が国として取り上げるべき項目を選定するとともに項目の再整理を行い、具体的な取組の概要を取りまとめる。」と規定しました。ところが SAICM 国内実施計画(案)の第3章2項の「具体的な取組事項」は、関係省庁その他が現に取り組んでいる関係のありそうな取組みを列記しているだけで、GPA の 273 項目のうち、社会の管理能力を強化するために日本として取り組むべき課題を選定して再整理を行い、具体的な取組みの概要を取りまとめる作業を全く行っていません。言い換えると、SAICM 関係省庁連絡会議は6年前に国民に表明した、SAICM の基本文書に則した国内実施計画を策定する方針を一方向的に破棄してしまっています。このように国際合意にも基づかない、また、自ら表明した国内的な約束事にも合致しない SAICM 国内実施計画（案）は、到底、日本の SAICM 国内実施計画の名にも値しない文書と言わざるを得ません。

さらに、SAICM 国内実施計画（案）のために最近設置された「化学物質と環境に関する政策対話」という組織体の趣旨、構成メンバー、事務局にも中立性や公平性の観点からいくつかの疑念があります。この会議体は、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する意見交換等の場として設置されました。そしてその設置要綱には「・・・化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた政策提言を目指す。」とあります。しかし、①関係行政以外の構成メンバーは公募によって選任された人々でなく、化学物質の適正管理についてどのような見解や主張を持っているのか明らかにされていません。そのため、「主体」というに値する人物であるのか、国民の立場から議論を行いうるのかを判断しうる情報を国民に知らせる必要があります。また、②関係省庁の課長クラスをメンバーに加えて政策提言を目指すとはありますが、誰の立場で誰のための提言を目指しているのかを明らかにしていません。そして③会合の議題は「政策対話」が決定することになっていますが、文書の作成など会合の準備は事務局の環境省環境安全課が担っており、しかも環境省は政策形成事業として予算措置まで講じています。このような行政丸抱えの組織体が国民の立場で国民のための政策提言を行いうるかは、これまでの法律に基づく審議会や原子力に関する諸々の委員会等の事例をみる限り極めて疑問であります（星川他, 2008a）。少なくとも、構成メンバーの人選、事務局の独立性を含めて中立性や公平性を担保しうる方策を講じ、SAICM の基本文書に規定されるような国民各層との実質的な対話の場に再構築する必要があります。

4. SAICM 国内実施計画（案）の該当箇所別に示す意見

SAICM 国内実施計画（案）の個々の記述に関する意見は、該当する箇所のそれぞれに対して以下の通りです。

No	該当箇所	意見
.		

<p>1</p>	<p>3頁上8行目～：「これを受け、我が国では平成18年に策定した第三次環境基本計画においてSAICMに沿って国際的な観点に立った化学物質管理を位置付けるとともに、政府内に関係省庁連絡会議を設置し、円滑な連絡調整を図りつつ、関係法令の改正等を通じた化学物質管理施策を推進するとともに、その考え方の普及に努めてきた・・・」</p>	<p>1) 「SAICMに沿って国際的な観点に立った化学物質管理に取り組むこと」の必要性は、日本にとってとりわけ重要です。しかし、そのような化学物質管理に関わる国際協調的な取組みにおいても、また国内的にみても化学物質の主たる分野は労働安全衛生や消費者安全であり、そして国際的には火災爆発防止であって環境保全の分野ではありません。しかるに、化学物質管理が僅かな比重でしかない環境基本計画の分野だけに限定してSAICMへの対応を閣議決定した政府の判断は、SAICMの理念やそれに関連する国際協調活動が目指している方向性に基本的に反しています。言い換えると、今回策定すべきSAICM国内実施計画は、環境保全に係る環境基本計画だけでなく、労働安全衛生に係る労働災害防止計画、製品安全に係る消費者基本計画といった既存の行動計画における化学物質管理に係る取組みだけでなく、そのような行動計画に含まれないその他の分野における化学物質管理に係る取組みをも包括して新たな国内実施計画と位置づけて策定すべきものです。</p> <p>2) 「・・・SAICMに沿って国際的な観点に立った化学物質管理を位置付けるとともに、」という左記の記述は意味不明です。「SAICMに沿って国際的な観点に立った化学物質管理」とは具体的には何のことですか、それをどのようにどこに位置付けたのかを明確に記述する必要があります。</p> <p>3) 「円滑な連絡調整を図りつつ、・・・その考え方の普及に努めてきた・・・」とありますが、化学物質審査規制法と化学物質(排出把握)管理促進法の改正に関してSAICM関係省庁連絡会議ではSAICMを受けてどのような新たな方向性を立てて調整の議論を行ったかを具体的に国民に伝え、それに基づく記述を加える必要があります。</p>
<p>2</p>	<p>3頁上12行目～：「・・・市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する意見交換等の場である「化学物質と環境に関する政策対話」の議論を経て、」</p>	<p>1) 「化学物質と環境に関する政策対話」が3月27日に開催されたことは伝えられました。しかしその場において、SAICM国内実施計画の策定に関してどのような議論が行われたかの情報が公表されていません。それを具体的に国民に伝え、それに基づく記述を加える必要があります。</p> <p>2) この会合における厚生労働省の2件のパワーポイント資料にはSAICMの言葉がありません。これらの資料についてSAICM国内実施計画との関連でどのような議論が行われたかを国民に具体的に伝え、それに基づく記述を加える必要があります。</p> <p>3) 4頁下14行目～、同頁下4行目、同頁下1行目および5頁下3行目の該当する記述も上記の修文に合わせて修正する必要があります。</p>
<p>3</p>	<p>3頁上19行目～：「本国内実施計画は、環境分野については・・・、またそれ以外の化学物質管理に関わる分野、例えば、労働安全衛生等の分野につい</p>	<p>1) 「SAICMに沿って」SAICM国内実施計画を策定する場合、最も肝心なことはSAICMの基本文書であるOPS第22項の規定に準拠することです。言い換えると、SAICM国内実施計画は「法令、ナショナル・プロフィール、行動計画、関係者のイニシアティブおよび隙間、重複などの既存の要件ならびに優先順位、必要性および状況を適宜考慮し、関連する関係者が参加して策定する」(私訳)必要があります。</p> <p>2) しかるに、「労働安全衛生等の分野については、それぞれの政策で</p>

	<p>ては、それぞれの政策で実施されている具体的な施策や今後の方向性を踏まえ作成したものであり、いわば包括的な化学物質管理にかかる今後の実施計画と位置づけられるものである。」</p>	<p>実施されている具体的な施策や今後の方向性を踏まえ作成したものの・・・」という策定方法は、上記の OPS 第 22 項の規定を全く無視するものです。その妥当性を裏付ける論拠をコメント公募対象文書に加える必要があります。</p> <p>3) SAICM に沿った SAICM 国内実施計画は、本来、環境以外の全ての分野も含めて OPS 第 22 項の規定に則して包括的に検討し、その結果に基づいて包括的な実施計画として新たに策定する必要があります。そういう手続きや内容のないコメント公募対象文書のような実施計画は「包括的な化学物質管理に係る今後の実施計画」の名に値するものでなく、不適格です。</p>
<p>4</p>	<p>4 頁上 4 行目～：「SAICM の採択を受けて、平成 18 年 4 月に・・・「SAICM に沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組むべきこと」とするとともに、同月に、内閣府、・・・および環境省から構成される関係省庁連絡会議を設置し、SAICM に沿った国の化学物質管理施策の推進に際し、関係省庁間の連絡調整の円滑化を図っている。」</p>	<p>1) SAICM に沿った国の化学物質管理施策の推進のために設置された SAICM 関係省庁連絡会議が国民に非公開であることは、SAICM の理念に反する不適切な措置です。行政関係者は認識を抜本的に改める必要があります。</p> <p>2) SAICM 国内実施計画の策定に関与している行政府の担当官、産業界、学界、民間団体、その他の関係者に欠落しているのは、日本を取り巻く各国の化学物質管理制度の現況がどのようになっているか、SAICM に関する国際機関の活動はどのような方向を指向しているか、それらに対して日本はどのように行動するべきかについて十分な意見交換を行い、それによって関係者間に対策の検討に必要な共通認識を形成する手続きの重要性に対する認識です。そのような認識の欠落を裏付ける一つの証拠は、SAICM 関係省庁連絡会議を国民に非公開とし、「化学物質と環境に関する政策対話」の議事録をコメント公募時点で公開していないことです。これらの非公開についてはいずれも正当な理由は見当たらず、コメント公募対象文書にこれらに関する記述を加えてパブリック・コメントを仕切り直す必要があります。</p>
<p>5</p>	<p>4 頁上 10 行目～：「SAICM に沿った我が国のこれまでの主な取組みとしては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律・・・の見直し（平成 23 年度全面施行）等を行った。」</p>	<p>1) 化学物質審査規制法および化学物質(排出把握)管理促進法の改正は、実質的には「SAICM に沿った取組み」に該当するものではありません。WSSD の 2020 年目標の達成という看板を形式的に掲げていますが、それらの見直しの視点と SAICM の OPS や GPA との関連性を具体的に検討した形跡はありません。少なくとも、それらの見直しが現行法の定期的な見直しの一環として行われたものであることを明記しておく必要があります。</p> <p>2) 12 頁上 18 行目の化学物質審査規制法および化学物質(排出把握)管理促進法の改正に関する「SAICM に沿った我が国のこれまでの取組み」についても、同様にその名に値しないので、修正する必要があります。</p> <p>3) 本文書において「SAICM に沿った我が国のこれまでの取組み」はきわめて重要であります。化学物質審査規制法と化学物質排出把握管理促進法の改正以外のそのような取組みを「・・・等」で一括して処理するのは不適切です。SAICM 国内実施計画を策定する前に行っていたと判断される SAICM に沿った取組みは全て個別に明示する必要があ</p>

		ります。
6	4 頁下 11 行目～： 「SAICM 国内実施計画の策定は、SAICM に沿った化学物質管理施策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国内外の関係者に示し、関係者の取組みを確実に実施する上で有益であるとの認識の下、」	1) SAICM 国内実施計画策定の第一の意義が「関係省庁の連携に資すること」にあるという SAICM 関係省庁連絡会議の認識は、OPS が規定する SAICM の必要性や目的を全く無視するものです。政府部内で連携して仕事をするのは当たり前のことで、その上で SAICM の命題に対して国として何を実現するかが応えるべき事項であり、それなしでは任務を果たしたことになりません。 2) 「SAICM に沿った」国内実施計画策定の目的は、OPS に規定される①リスク削減、②知識・情報、③統治、④管理能力強化および⑤不法な国際取引の視点から体系的かつ包括的に現状分析を行い、改善すべき課題を包括的に実行して社会の管理能力を強化し全体として WSSD2020 年目標の達成に寄与することです。 3) それゆえ、「関係省庁の連携に資する」ことを第一義とするような目的を達した SAICM 国内実施計画を「国内外の関係者に示すこと」は、日本の関係者の無理解さ・不誠実さを内外に自ら露呈する愚かな行為であり、国際的に失笑を買うものです。それゆえ、策定手続きの構築から根本的に改めて仕切り直す必要があります。
7	4 頁下 5 行目～： 「SAICM 関係省庁連絡会議は、包括的方針戦略の第 22 パラグラフを踏まえ、(1) 関係者の参加を確保するとともに、(2) 国内における既存の関連計画について考慮することとした。」	1) 「SAICM 関係省庁連絡会議は、・・・関連計画について考慮することにした。」という行政の一方的な判断は、その適切性や妥当性を裏付ける論拠を国民に伝え、それに基づく記述を加える必要があります。 2) OPS 第 22 項の規定は「法令、ナショナル・プロファイル、行動計画、関係者のイニシアティブおよび隙間、重複などの既存の要件ならびに優先順位、必要性および状況を適宜考慮する」となっています。その中から既存の「行動計画」だけを取り上げることにし、とりわけナショナル・プロファイルなど他の事項を取り上げない論拠を国民に伝え、それに基づく記述を加える必要があります。
8	5 頁下 1 行目～：「第四次環境基本計画では扱われていない範囲（例：労働安全衛生、家庭用品の安全対策、シックハウス（室内空気汚染）対策）については、」	1) SAICM 国内実施計画においては第四次環境基本計画では扱われていない範囲の一部の例示だけに留める記述は不適切です。農業の場合を含めて、全ての該当する分野・取組みを明記し、それらの費用対効果を考慮して優先順位を検討する必要があります。
9	8 頁上 4 行目：「詳細は付属資料 3 を参照」について	1) 30 頁の付属資料 3 の頭書きには「化学物質の管理に係るナショナル・プロファイル（平成 15 年 10 月）を元に作成」とあります。そしてコメント公募対象文書の参考資料によると、このナショナル・プロファイルは SAICM 基本文書の GPA が最初に規定する、国内実施計画に記載すべき課題を設定するためのナショナル・プロファイルであることになっています。 2) しかしこれに関して 2 つの誤りがあります。一つは平成 15 年に公表されたナショナル・プロファイルは「隙間や重複などを特定し、取

		<p>組課題に優先順位付けをするための化学物質管理の現状分析を全く行っていない」ため、GPAが規定するナショナル・プロファイルに相当するものではありません（星川他, 2005a, 2005b, 2006a）。</p> <p>3) 二つ目の誤りは、「法令、ナショナル・プロファイル、行動計画、関係者のイニシアティブおよびギャップなどの既存の要件ならびに優先順位、必要性および状況を適宜考慮する」という OPS 第 22 項の規定に対して、平成 15 年のナショナル・プロファイルに言及しないで既存の「行動計画」だけを考慮して行う実施計画の策定は、上記 1) の記述に照らして妥当性に欠けることとなります。</p> <p>4) SAICM 関係省庁連絡会議が実質的に「SAICM に沿った」化学物質管理施策の推進を目指すのであれば、関係者が実質的に参画する仕組みの下で「SAICM に沿った」ナショナル・プロファイルを策定し、それに基づいて国内実施計画を策定することが必須条件です。この観点からもコメント公募対象文書の文案を全面的に書き直す必要があります。</p>
<p>10</p>	<p>12 頁上 14 行目～:「化学物質を幅広く取り扱う主な法律として、我が国では①化学物質審査規制法および②化学物質排出把握管理促進法が制定されており、・・・化学物質の包括的な管理を進めている。」</p>	<p>1) 「化学物質の包括的な管理」とは、5 頁下 1 行目の「SAICM の対象範囲のうち第四次環境基本計画では扱われていない範囲」をも含めた範囲を管理の対象とするのが国際的な慣例です。したがって一般環境経路の影響だけを対象とする法律や PRTR 制度など特定の制度だけを対象とする法律を「包括的な管理」の法律に分類するのは基本的に誤りです。該当する記述は適正に修文する必要があります。</p> <p>2) しかしこれらの法律の運用において、法律に規定がないにも拘らず、現に「化学物質の包括的な管理」を行っているということであれば、その運用を改める必要があります。</p> <p>3) 22 頁下 15 行目の「・・・から導入された包括的な化学物質管理制度・・・」の記述についても同様に修文する必要があります。</p>
<p>11</p>	<p>12 頁の第 2 章第 2 項: 化学物質の管理に係る取組状況と課題を (1) リスクの評価、(2) リスクの管理、(3) 安全・安心の一層の確保および (4) 国際的な課題への対応の観点から記述することについて</p>	<p>1) 「SAICM に沿った」国内実施計画の目的は、意見 7. で指摘したように、OPS に規定される①リスク削減、②知識・情報、③統治、④管理能力強化および⑤不法な国際取引の視点から体系的に現状分析を行い、現行の制度・仕組みや取組みに認められる隙間、重複、非効率を改善する課題を包括的に優先順位付けし、それを計画的に実行して社会の管理能力を強化して WSSD2020 年目標の全体的な達成に寄与することです。政府だけの取組みを部分的に取り上げて作成する程度の計画ではありません。国を構成する全てのセクターの取組みを体系的に整理して記述する必要があります。</p> <p>2) このことはナショナル・プロファイルにおいても同様であり、この点からも平成 15 年のナショナル・プロファイルがその名に値しないものであることは明白です。</p> <p>3) それに対して、SAICM 関係省庁連絡会議が設定した左記の観点の現状分析では、OPS が指向する社会の化学物質管理能力の向上を目指す現状分析は実施できません。OPS の視点を用いず、左記のような観点が社会の管理能力強化のために適切であると考えられる論拠を国民に知らせ、それに基づく記述を加える必要があります。</p>

<p>12</p>	<p>12 頁下 14 行目～:「また、平成 24 年には「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)」の導入を目的として安全データシート (SDS) 制度を改正した。」</p>	<p>1) SDS 制度は最近の改正で部分的に適正化されました。しかし政府の GHS への対応はこれまで限定的で、不十分なものです。例えば、①SDS 制度が労働安全衛生法、化学物質(排出把握)管理促進法および毒物劇物取締法に分散していることを一本化せず、②各種規制法における危険有害物質の指定基準を GHS に整合させることもせず、しかも③国際協調活動で策定された GHS 文書に明示される GHS 実施の期待効果を考慮していないため、事業者、消費者等の当事者に不利な状況を招いています。</p> <p>2) それゆえ、SDS 制度が 3 つの法律に分散する非効率の解消や各種規制法の危険有害物指定基準の GHS への整合化は、SAICM 国内実施計画の中核的な実施課題に位置付けて取り組む必要があります (星川他、2006b)。</p>
<p>13</p>	<p>13 頁上 1 行目～:「新たに製造・輸入される一般用途 (工業用) の化学物質については、化学物質審査規制法に基づき、事業者による届出を国が事前に審査し、必要に応じて規制措置を講じている。・・・」</p>	<p>1) 日本では新規化学物質および既存化学物質について、類似した届出・評価制度が労働安全衛生法に基づいて別個に行われている実態を記述しておく必要があります。</p> <p>2) 一方、消費者安全の分野、火災爆発防止の分野については、事前審査制度などの必要性について記述しておく必要があります。</p> <p>3) そして、上記の SDS 制度も含めて、重複する類似制度を統合して整理し、抜けた分野を埋めて、より効率的なハザード評価、曝露評価、リスク評価を一元的に行い包括かつ効率的な制度・仕組みに改める必要があります。そのような改善課題を SAICM 国内実施計画の中核に位置付けて実施計画案を作り直す必要があります。</p>
<p>14</p>	<p>20 頁下 7 行目～:「・・・SAICM を踏まえつつ、WSSD2020 年目標の達成に向けて、・・・との SAICM の考え方を踏まえ、・・・その際には、様々な対策手法を組み合わせるとともに、また、関係府省の連携・協力と情報共有を一層強化・推進し、包括的な化学物質対策の確立と推進を図ることで、国民の安全を確保し、国民が安心して生活できる社会の実現を目指す。」</p>	<p>1) 日本は議会制民主主義の法治国家です。化学物質のリスク管理のように、国民の安全を確保し国民が安心して生活できる社会の実現を目指すための社会システムおよびその運用体制は、法律で明確に規定するのが鉄則です。この鉄則を無視することは容認されません。</p> <p>2) ましてや、化学物質のように活発に国際取引される物品に係る安全管理制度は、諸外国に対して非関税障壁にならないよう配慮して国際的に整合した法律制度を整備する必要があります。これは産業界の国際競争力を維持するためにも必要です。</p> <p>3) また国内的には、社会の各当事者の役割と責務を明確にして情報共有を一層強化・推進し、包括かつ実効的な化学物質対策の確立と推進を実現するためには、それを具体化する適切な管理法制を定め、その法制の中で関係省庁の役割と責務のあり方を具体的に規定する必要があります。</p> <p>4) 一方、現行の縦割り規制法の下にある関係省庁職員の本務は、所管する規制法の観点から判断することに限られます。従って通常的判断によれば、所管する法律に基づかない包括的な管理制度の下で日常的でない包括的な観点からの判断を適正に行うことはあり得ません。</p> <p>5) それゆえ、21 頁から記述する政府が取り組む事項として、このような包括的な化学物質管理を実現しうる法律を創設することを SAICM 国内実施計画の第一に掲げる必要があります。</p>

参照資料：

1. OECD (1974), Recommendation of the Council on the Assessment of the Potential Environmental Effects of Chemicals. 14 November 1974 - C(74)215
2. UNITAR (1996), Preparing a National Profile to Assess the National Infrastructure for Management of Chemicals Guidance Document. 96D012
3. UNITAR (2007), Developing a Capacity Assessment for the Sound Management of Chemicals and National SAICM Implementation Guidance Document. April 2007
4. IFCS 各省庁連絡会議 (2003), 化学物質の管理に係るナショナル・プロファイル. 2003.10
5. 星川欣孝, 増田優 (2005a), 化学物質管理能力の抜本的強化構想 - 化学物質総合管理体系への枠組みの変革 - 化学生物総合管理, 1(2): 271-279, 2005.8
6. 星川欣孝, 増田優 (2005b), 「ナショナル／プロファイル」にみる化学物質管理適正化の緊急性. 日本リスク研究学会第 18 回研究発表会講演論文集, Vol.18, 171-176, Nov.12-14, 2005
7. 星川欣孝, 増田優 (2006a), 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 1) - 「ナショナル・プロファイル」に基づく管理能力強化の緊急性 - . 化学生物総合管理, 2(1): 25-34, 2006.6
8. 星川欣孝, 増田優 (2006b), 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 3) - ハザード分類と表示の世界調和は管理適正化の要 - . 化学生物総合管理, 2(2): 242-266, 2006.12
9. 星川欣孝, 増田優 (2006c), 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 4) - 化学物質総合管理法制を実現するための方策 - . 化学生物総合管理, 2(2): 267-284, 2006.12
10. 星川欣孝, 増田優 (2007a), 第 1 部 化学物質総合管理の展開と日本の選択 - 法律体系と自主管理の行方 - , 化学物質を経営する 供給と管理の融合. 化学工業日報社, 2007.2
11. 星川欣孝, 増田優 (2007b), 日本意見公募手続き制度に関する考察. 日本リスク研究学会第 20 回研究発表会講演論文集, Vol.20, 79-84, Nov.17-18, 2007
12. 星川欣孝, 増田優 (2007c), 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 6) - 化学物質総合管理法の骨子案と今後の課題 - . 化学生物総合管理, 3(2): 117-144, 2007.12
13. 星川欣孝, 増田優 (2008a), 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 7) - 実効的な市民参加には真の規制改革が不可欠 - . 化学生物総合管理, 4(1): 112-134, 2008.6
14. 星川欣孝, 増田優 (2008b), 化審法見直し・改正と政策評価制度等に関する考察 (1) - 化審法等の見直し・改正の合規的なあり方 - . 日本リスク研究学会第 21 回年次大会講演論文集, Vol.21, 133--138, Nov.29-30, 2008
15. 星川欣孝, 増田優 (2009a), 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 9) - 国権の最高機関の決議に応える要諦は国際合意の誠実な履行 - . 化学生物総合管理, 5(2): 152-172, 2009.12
16. 星川欣孝, 増田優 (2009b), 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 10) - 化審法改正の問題点と国会附帯決議への対応の重点 - . 化学生物総合管理, 5(2): 173-191, 2009.12
17. 星川欣孝, 増田優 (2012), 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 14) - REACH 規則にみる化学物質総合管理の情報共有公開システム - . 化学生物総合管理, 8(1):

4-26, 2012.6

18. 増田優 (2012), 点の規制から面の管理へ 急を要する指定化学物質の規制から包括的な総合管理への構造転換 - 読売新聞 2012 年 7 月 31 日朝刊第 14 面掲載の論点によせて - .
19. 化学生物総合管理学会 春季討論集会参加者有志 (2012), アジア諸国に立遅れる日本に必要な化学物質総合管理法制の整備 (緊急提言).

注 : 1) 「化学生物総合管理」誌のアドレス : <http://www.cbims.net/doc/page1.cgi>

2) 「論議の輪」欄のアドレス : <http://www.cbims.net/ronginowa.html>

化学物質の総合管理に関する法律案要綱（試案）

第一章 総則

一. 目的

この法律は、社会経済活動及び市民生活で使用される化学物質（以下、取扱化学物質という。）の製造・使用の過程における人及び環境に与える影響を効率的かつ包括的に適正管理するため、現行関連法規に分散する化学物質規制を改善するとともに、国際的慣行に整合する総合的な管理制度を新たに設けることにより、社会のリスク管理能力の向上と透明性の改善、さらには国際競争力の維持・向上と雇用の確保に資することを目的とする。

なお、国際的慣行に整合する新たな総合的管理制度の基本は、化学物質の特性である人及び環境に対する危険有害性（以下、ハザードという。）を包括的に評価して分類し、その結果に人及び環境の化学物質への曝露の程度を加味して実際の影響の可能性（以下、リスクという。）を包括的に初期評価し、そしてその結果に基づきリスクを適正に管理する方策を講ずる管理の標準的手順並びに国際的に整合する基本的な管理制度を整備してこれを一元的かつ体系的に運用することである。

また、社会のリスク管理能力の向上および透明性の改善には取扱化学物質の管理の実態を関係者全体で共有する必要がある。そのため、一元的かつ体系的に運用される基本的管理制度の情報を統一的に共有公開する情報管理基盤を整備する。

二. 適用範囲

この法律は、国内で製造（輸入を含む）・流通・消費そして廃棄されるすべての化学物質を対象とする。また、それら化学物質を含有する製品もこの法律の対象とし、これらを総称して、以下、化学物質等という。

ただし、医薬品、食品添加物、農薬などハザード及びリスクの評価が他の法令の規定に基づき厳しく行われる場合には、その行われている範囲においてそれをもって代えることができる。したがってこれに該当する化学物質であっても、他の法令の規定により評価されない人又は環境に対するハザード及びリスクはこの法律の対象に加える。

三. 定義等

この法律における用語について以下の定義を設ける。

（１）「化学物質」とは、元素、同位体または化合物で構成され社会で取り扱われるものをいい、そのものが天然のものであるか人工のものであるかを問わず、また、微小形態のものも含める。

(2) 「ハザード評価」とは、取扱化学物質の人及び環境に対するハザードを国際的に整合した判断規準に照らして包括的に評価することをいう。

なお、判断規準は経済協力開発機関が確立したスクリーニング情報データセット(SIDS)に従って別途定める。

(3) 「ハザード分類」とは、取扱化学物質の人及び環境に対するハザードを国際的に整合したハザード分類規準に照らして包括的に分類することを含む。

なお、分類規準は国連経済社会理事会が勧告した化学物質の分類及び表示の世界調和体系(GHS)に従って別途定める。

(4) 「ハザード表示」とは、上記の包括的なハザード分類の結果に基づき国際的に整合した表示規準に従ってラベルや標札を作成し、危険有害化学物質等の容器・包装に表示することをいう。

なお、表示規準は前項のハザードの包括的な分類規準とともに、国連経済社会理事会が勧告した化学物質の分類及び表示の世界調和体系(GHS)に従って別途定める。

(5) 「曝露評価」とは、国際的に整合した手順に従って化学物質等の製造・使用の工程(消費を含む)から排出又は漏洩する化学物質の量を調べて、人(作業員、消費者、一般市民)及び環境の曝露の程度を見積もることをいう。

なお、曝露評価の手順は経済協力開発機関が策定した排出シナリオ書に関する手引書等に従って別途定める。

(6) 「初期リスク評価」とは、取扱化学物質の人及び環境に対するハザードを包括的に評価した結果に当該化学物質の取扱いに伴う人及び環境の曝露を加味して、実際の影響の可能性を国際的に整合した判断規準に照らして包括的に初期評価することをいう。

なお、判断規準は経済協力開発機関が確立したスクリーニング情報データセット(SIDS)等に従って別途定める。

(7) 「詳細調査」とは、(1)のハザード評価、(5)の曝露評価及び(6)の初期リスク評価を行った結果、ハザードデータ、曝露データなどの不足その他の理由により確定できなかったハザード、曝露及びリスクのうち、人又は環境への影響の懸念を確定することが特に必要であると判断されるハザード、曝露及びリスクについて、収集すべきハザードデータ、曝露データその他を特定して行う追加の調査をいう。

(8) 「取扱化学物質」とは、国内の社会経済活動及び市民生活において現に使用されている化学物質をいい、化学物質の特定は国際的な命名法(IUPAC)による名称とCAS番号を用いて行うことを原則とする。

なお、取扱化学物質の一覧表は、第三章に規定する管理の実態調査の初回調査で把握される取扱化学物質を基礎として編纂し、それ以降に事業者が届け出る次号の新規化学物質をその都度加えて更新し、5年ごとに実施する実態調査により確認する。

(9) 「新規化学物質」とは、前号に規定する取扱化学物質の一覧表に記載されていない化学物質であって、国内における取扱いが新たに予定される化学物質をいう。

(10) 「高懸念化学物質」とは、人及び環境に対するハザードが(3)項の分類規準に照らして著しく強い又は強いことが懸念される化学物質であって、当該化学物質について初期リスク評価又は詳細評価を行った結果、国内におけるその取扱いについて特定の制限等

を設けることが必要であると判定される化学物質をいう。

なお、高懸念化学物質に係る分類基準については、関連法規および国際的慣例との整合性を考慮して別途定める。

(11)「安全データシート(SDS)」とは、取扱化学物質及び特定の危険有害化学物質を含有する製品について、その出所、人及び環境に対するハザードに関する情報、主な用途、その用途での曝露防止等の取扱注意、規制情報、処理処分の推奨方法などを国際的な規準に整合した指針に従って記述した文書をいう。

なお、安全データシートの作成および交付の指針は、国連経済社会理事会が勧告した化学物質の分類及び表示の世界調和体系(GHS)等に従って別途策定する。

(12)「曝露シナリオ書(ESD)」とは、化学物質等の製造・使用の工程について取扱化学物質の排出・漏洩の状況を把握して人及び環境の曝露の程度を見積もった際に、その見積もりの過程の詳細及び結果を国際的な規準に整合した手引きに従って記述した文書をいう。

なお、曝露シナリオ書の作成手引きは、経済協力開発機構が策定した排出シナリオ書に関する手引書等に従って別途策定する。

(13)「初期リスク評価書」とは、取扱化学物質が人及び環境に与える影響について包括的な初期リスク評価を行った際に、その評価の過程の詳細及び結果を国際的な規準に整合した手引きに従って記述した文書をいう。

なお、初期リスク評価書の作成手引きは、経済協力開発機構が策定した高生産量化学物質の点検マニュアル等に従って別途策定する。

(14)この法律の規定に基づき化学物質総合管理に係る事務を包括的に執行する新たな行政機関を設置しその名称を「化学物質総合管理庁」とする。

(15)この法律の規定に基づく化学物質等に係る評価等の業務を包括的に担う総合評価機関を設置しその名称を「化学物質総合評価機構」とする。

四. 社会各層の責務

この法律の目的の一つは、国際的慣行に整合する新たな総合的管理制度を設けて社会のリスク管理能力の向上と透明性の改善、さらには国際競争力の維持・向上と雇用の確保を図ることである。そのため化学物質のリスク管理の当事者である事業者、取扱業者、消費者、一般市民および政府のそれぞれが担うべきリスク管理上の役割・責務を明示する必要がある。その規定の順序は、リスク管理を実際に担う者の役割・責務を優先的に掲げ、政府の役割・責務はそれらを前提に規定する。

(1) 事業者は、取扱化学物質等のすべてについて主体的に人及び環境に対するハザードを包括的に評価して分類し、そして化学物質等の製造・使用の状況等について人及び環境の曝露の程度を見積もって実際の影響のリスクを評価し、さらにそれらの結果に基づき適切な製造条件、使用条件、流通条件などを決めて事業活動を適正に管理するとともに、関係事業者及び消費者などに適切な情報を提供する責務を有する。

事業者はまた、化学物質等を取り扱う作業者が組織のリスク管理計画の遂行に効果的に参加するため、事業所で取り扱う化学物質及び曝露防止対策等に関する情報を作業者に周知する責務を有する。

(2) 化学物質等を取り扱う作業者は、取り扱うすべての化学物質等の person 及び環境に対するリスクを認識し、事業者と協働してリスク管理計画に則り作業を適切に遂行する責務を有する。

(3) 化学物質を含有する消費者用製品を使用する者は、使用する製品の person 及び環境に対するリスクを認識し、事業者が提示する取扱注意書等に留意して適切に使用する責務を有する。

(4) 一般市民は、化学物質の person 及び環境に対するリスクを認識し、政府及び事業者その他が実施するリスク管理にかかわる活動に協働する責務を有する。

(5) 政府は、当事者の主体的な自主管理を尊重しつつ、公正な政策に基づいて化学物質等が person 及び環境に与える影響のリスクを実効的かつ効率的に管理する責務を有する。

政府はまた、化学物質管理に係る国内外の動向を計画的かつ体系的に把握して公表しつつ、国内の管理の状況を改善するための方策を定期的に取りまとめ、法律制度の見直しを含めた改善計画を立案し、これを実施する責務を有する。

政府はまた、化学物質管理の科学的技術的基盤を充実しつつ、管理に必要な専門的人材の育成と教養教育を強化する責務を有する。政府はさらに、化学物質のリスク管理に複数の省庁が関わりを持つことに留意して、関係省庁間の円滑な協議及び調整を確保し協働する責務を有し、その責務の実施において化学物質総合管理庁および化学物質総合評価機構は中核的な役割を果たす。

第二章 管理の標準的手順

化学物質が person 及び環境に与える影響を適切に管理する標準的な手順は、リスク評価・管理の透明性の向上に資することを重視して以下の各項に従って行うことを基本とする。それゆえ事業者が取扱化学物質について主体的にリスクを評価し管理する場合にも、また政府が事業者のリスク評価・管理の状況を検証する場合にも、この手順に則って行うことを原則とする。

なお、管理の標準的な手順については、国際的な整合性に留意して指針または手引きを策定して公表する。

- ① 化学物質等の製造（輸入を含む）から使用（自家消費を含む）・廃棄に至る流通実態を包括的かつ計画的に把握する。
- ② 化学物質の person 及び環境に対するハザードを包括的かつ一元的に評価して分類する。
- ③ 化学物質の製造・使用の過程における化学物質の排出・漏洩の状況を把握して person（作業員、消費者、一般市民）及び環境の曝露を包括的に評価する。
- ④ ハザードの包括的な評価の結果及び person と環境の包括的な曝露評価の結果を用いて、化学物質が person 及び環境に与える影響のリスクを包括的に初期評価する。

⑤ 人及び環境に対するハザードの包括的な評価と分類の結果、人及び環境の曝露の包括的評価の結果、並びに初期リスク評価の結果に基づいて、必要な場合には追加の調査を行い、以下の措置を必要に応じて講ずる。

イ) 化学物質の製造、流通、使用及び廃棄を適切に管理する措置を講ずる。

ロ) 化学物質の取扱いに関わりを持つ当事者間で管理に関する情報を共有しつつ、協働するための措置を講ずる。

ハ) 人又は環境に与える影響の懸念が著しく高い化学物質を特定し、製造又は使用において条件を付したり適切な制限を加えたりする措置を講ずる。また、他の法規の危険有害化学物質に該当すると判断される場合には、当該法規を所掌する省庁との協働の下に必要な措置を講ずる。

第三章 基本的管理制度

この法律の目的を達成するため、化学物質について以下の六つの基本的管理制度を設ける。そしてこの法律を所掌する化学物質総合管理庁（第四章一項参照）がそれらを包括的かつ一元的に執行する。

なお、それぞれの管理制度については、それらを体系的に施行しかつ透明性の向上に資するため、国際的な動向に整合した準則及び実施計画を定め公表して運用する。

一 管理の実態調査

(1) 化学物質総合管理庁が実施する化学物質等の管理の実態調査は、国内における化学物質等の管理の実態を正確に把握して必要な基礎情報を整備することを目的とし、あらかじめ国際的な動向に整合した準則及び実施計画を策定して実施する。

(2) 調査を行う対象化学物質の範囲は、事業者が自家消費するものを含め、医薬品、食品添加物、農薬など他の法令により一部の側面の管理が行われている化学物質を含めて、すべての化学物質とする。

(3) 実態調査の調査項目は、曝露関連情報（組成、流通量、使用類型、曝露発生源など）及び自主管理の主要な裏付資料であるハザード情報、曝露シナリオ書、初期リスク評価書、ハザード分類・表示及び安全データシートなどの整備状況の調査を基本とする。

(4) 化学物質総合管理庁は、事業所管省などの協力を得て、初回の実態調査の結果に基づき国内における取扱化学物質の一覧表を編纂するとともに、逐次改訂する。

(5) 実態調査は、製造事業者、輸入事業者および使用事業者について5年の間隔で行い、その都度、情報管理基盤を更新し、情報提出者の営業上の機密情報を保護する措置を講じたうえで公表する。

二 取扱化学物質の評価

(1) 事業者が取り扱う化学物質の管理の立場から一項に基づいて提出する取扱化学物質（自家消費するものを含む）の管理の実態に関

する情報を点検・評価するとともに、人及び環境に対するハザードの評価と分類を確定し、人及び環境に与える影響の初期リスク評価を実施し、そして、追加の調査の必要性やリスク管理対策の必要性並びに高懸念化学物質や他の法規の危険有害物質への該当性を判定する制度を設ける。

(2) この制度で評価の対象となる化学物質の種類は極めて多い。そのため、取扱量、用途、既知の高懸念化学物質やそれらとの構造類似性などに基づき対象化学物質を選定しつつ段階的に行うこととし、あらかじめ国際的な動向に整合した準則及び実施計画を策定して実施する。

(3) 化学物質総合管理庁は、この対象化学物質について事業者が提出するハザード情報やハザードの評価と分類の結果に自ら収集したハザード情報等を加えて精査し、対象化学物質の人及び環境に対するハザードの評価と分類を確定し、ハザードに関して追加の調査の必要性および高懸念化学物質や他の法規の危険有害化学物質への該当性を判定する。

また、この対象化学物質について事業者が提出する取扱量、用途、生産・使用の状況などの曝露関連情報およびリスク評価の結果などに自ら収集した曝露関連情報及びリスク評価情報を加えて精査し、自らも人及び環境に与える影響の初期リスク評価を行って曝露又はリスクに関する追加の調査の必要性および他の法規によるリスク管理対策の必要性について判定する。

そして、他の法規によるリスク管理対策が必要であると判定した場合には該当法規による規制の必要性について他の省庁と協議する。

(4) 化学物質総合管理庁は、これらの評価の結果を情報管理基盤の構築に活用し、情報提出者の営業上の機密情報を保護する措置を講じつつ公表する。

三、新規化学物質等の評価

(1) 一項に述べた化学物質総合管理庁が定期的を実施する管理の実態調査とは別に、事業者が国内における取扱いを新たに予定する化学物質（新規化学物質）及び取扱化学物質の一覧表に既に記載されている化学物質の場合であっても、人又は環境に対する強いハザードが新たに見出されたり、取扱量、用途などが変化したりしてハザード評価、曝露評価及び初期リスク評価を改めて行う必要がある場合について、取扱事業者が管理の詳細などを記述した文書を化学物質総合管理庁に届け出る制度を設ける。

(2) 化学物質総合管理庁は、届出を受理したときは、届出資料に基づいて届出者が実施したハザードの評価と分類、取扱実態に則したリスク評価やリスク管理対策などについて確認し、二項の取扱化学物質の評価に準じた評価を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

四、高懸念化学物質の製造・使用の確認

(1) 高懸念化学物質の製造及び使用の確認制度は、人又は環境に対するハザードが国際的な動向に整合した分類規準に照らして著しく強いことや強いことが懸念される化学物質の製造及び使用について、或いは、人又は環境に対する曝露が国際的な動向に整合した規

準に照らして著しく広範囲に及ぶか又は及ぶことが懸念される化学物質の製造及び使用について、人又は環境に与える影響のリスクを未然に防止する処置として、事業者及び化学物質総合管理庁が実施する初期リスク評価又は詳細評価の結果に基づき国内における取扱いに対して一律の条件又は制限を国際的な動向に整合した準則により適用することを目的とする。

(2) この制度における高懸念化学物質の製造・使用の制限等として、初期リスク評価や詳細評価の結果におけるリスクの懸念の程度に応じて、製造・使用の禁止、特定の用途での使用の禁止、標準的な使用条件の設定などの措置を柔軟かつ弾力的に講ずる。

(3) 化学物質総合管理庁は、国際的な動向に整合した準則により高懸念化学物質を選別するための選定規準を定め、選定規準に該当する高懸念化学物質を特定し、そして、その製造又は使用についての制限等を定めて一覽表を編纂する。

(4) 事業者は、高懸念化学物質を一覽表に記載される制限等の下で新たに製造又は使用するときは、あらかじめ製造又は使用の工程及び実際の取扱いに応じたリスク評価の結果とリスク管理対策の計画を届け出て確認を受ける。

(5) 化学物質総合管理庁は、事業者が提出する届出資料の内容を精査して、事業者が実施を予定するリスク管理対策に不備を認められた場合には、理由を付してその是正を文書により三十日以内に勧告する。

五. 当事者間の情報共有

(1) 化学物質等を取り扱う当事者間の情報共有制度として、化学物質及び特定の危険有害化学物質を含有する製品のサプライチェーンに沿った移動に際して、荷送人がそれら化学物質等の出所、人及び環境に対するハザードに関する情報、主な用途、その用途での曝露防止対策等の取扱注意、規制情報、処理処分の推奨方法などを国際的な規準に整合した指針に従って記述した安全データシート(SDS)を荷受人に交付する制度を設ける。

なお、安全データシートの交付が必要な特定の危険有害化学物質を含有する製品については国際的な規準に整合した指針において必要な規定を設ける。

(2) 特定の危険有害物質及びそれを含有する製品の容器・包装には、国際的な規準に整合した指針に従って一律のハザード表示(ラベル表示や標札)を付ける。

(3) 化学物質等を取り扱う事業者は、化学物質の製造・使用の工程について人及び環境の曝露の程度を見積もる際に化学物質の排出・漏洩の状況および見積もり結果等を記述した曝露シナリオ書を国際的な規準に整合した手引きに従って作成する。そして、他の者がその事業者に代わってリスク評価を行う際には、リスク評価を行う者に必要な情報を記述した曝露シナリオ書を提示する。

(4) 化学物質等を使用する事業者は、その者の用途が安全データシートに記載される用途でない場合には、その用途の実態に応じて曝露評価及びリスク評価を行い、その結果に基づき取扱条件を決めて適切に管理する。その場合には化学物質等の使用者が管理の詳細を記述した文書を作成して化学物質総合管理庁に届け出る。

六. 情報管理及び情報公開

- (1) 化学物質総合管理庁は、化学物質管理の実態調査で事業者が提出した取扱管理の情報及び事業者が提出したハザードの評価と分類、曝露評価、初期リスク評価、詳細調査、リスク管理対策その他の国内外の関連情報並びに自ら収集したこれらの情報について適正な管理の基礎とするため情報管理基盤を構築する。また、そのために国際的な動向に整合した準則を定める。
- (2) 化学物質総合管理庁は、前項の情報管理基盤を基にして、取扱化学物質の国内流通量、主な用途及びハザードの評価と分類、曝露の評価や初期リスク評価の状況、その他関連情報を情報提出者の営業上の機密情報を保護する措置を講じつつ編集し利用しやすいデータベースを構築して広く社会に公開する。

第四章 執行体制の整備

この法律の目的の一つは、多岐に分散して非効率な現行関連法規に基づく化学物質規制の効率性や整合性を抜本的に改善することである。そのためそれを実現する方策として、化学物質総合管理を担う中核的行政機関とそれに付随する化学物質総合評価機関を新設することとし、それらの機関がこの法律に定める基本的管理制度を一元的に執行する。

一. 一元的所管行政機関の設置

- (1) この法律に基づいて化学物質総合管理を包括的に所掌する行政機関を新たに設置し、現在、省庁に分散している関連事務を整理して統合する。
- (2) この行政機関の名称は「化学物質総合管理庁」とし、この法律の執行を一元的に担う執行部門に加えて、化学物質総合管理にかかわる政策の企画立案及び国内外の科学的技術的進展や政策的動向の調査を総括する企画調査部門を設置する。

二. 関係省庁間の協議・調整及び協働等

- (1) 化学物質総合管理にかかわる関係省庁間の協議・調整を円滑に遂行し協働を確保する場を常設し、事業者、労働者、消費者および市民などとの情報共有や協働を確実にするためその下に課題に応じて作業部会を設置する。
- (2) 省庁間の協働の場の日常的な役割は、化学物質管理にかかわる国内外の動向や課題の情報を共有し、国際機関の活動への参画とその決議等への対応、科学的技術的進展や新たな科学的知見への対応などについて関係省庁の共通認識を涵養し協働することである。
- (3) また、この法律の執行との関連における役割は、包括的なハザード評価や曝露評価、初期リスク評価について協力するとともに、その結果として他の法規の危険有害化学物質の定義に該当する化学物質を新たに見出したり、詳細評価やリスク管理対策の必要性を見出したりした場合に、関係省庁間で具体的な措置について協働することである。
- (4) 政府は事業者、労働者、消費者および市民などとの化学物質の評価・管理に関する情報の共有や協働を促す有効な方策として、関

連国際機関の活動への参加を社会各層に広く開放する。

三. 総合評価機関の設置

(1) この法律に基づき当事者が提出する技術資料の評価、人と環境に対するハザードの評価と分類、人と環境の曝露の評価、人と環境への影響の初期リスク評価及びリスク管理の方策の確定などにかかわる業務、並びに取扱化学物質にかかわる科学技術情報の管理を包括的に担当する総合評価機関を設置し、現在、省庁及び独立行政法人などに分散している関連機能を整理して統合する。

(2) 総合評価機関の名称は「化学物質総合評価機構」とし、主な機能部門として、ハザード評価、曝露評価、リスク評価及びデータ・情報管理の業務を担当して法制度を執行する評価部門、毒性、生態毒性、体内動態、トキシコゲノミクス、環境中挙動、曝露分析、疫学など関係する広範な科学・技術領域の進展を専門的に調べて評価部門を支える調査部門、事業者間及び事業者と政府の間の情報の共有化を円滑にしつつ情報の社会への公開を促進する情報管理基盤を構築し運用する情報部門並びに化学物質総合管理に精通した専門的人材を育成する事業に加えて教養教育を支援する教育部門を設置する。

(3) 化学物質総合評価機構には、欧米の評価機関における人員の規模及び質を参考にして、ハザードやリスクの主要な評価要素である毒性試験や疫学調査の評価、人と環境の曝露の評価、化学物質のリスク評価などの経験を有し、国際的な動向に精通した充分な人員を確保する。

(4) 化学物質総合評価機構は、化学物質のハザード評価、曝露評価、初期リスク評価及び詳細リスク評価に必要な既存の方法論等を効率的に活用するため、人と環境へのすべての影響に関して利用できる評価の手法及び手続きについて広範に調査し、それらに基づき評価の手法及び手続きを文書化して公表する。

(5) 化学物質総合評価機構は、文書化したハザード評価、曝露評価及びリスク評価の手法や手続きを科学技術の進展に適合させるため、人と環境への影響を評価する手法等の進展、高懸念化学物質に対する代替物質又は代替技法の開発、あるいは新たに見出された人又は環境への影響などの科学的知見について広範に調査を行う。

(6) 化学物質総合評価機構は、取扱化学物質のリスク評価・管理に係る情報管理基盤を構築しそれを運用する。その情報管理基盤には国内外の関連機関との相互アクセスを可能とする機能を付与する。

四. 他の評価機関等との連携

(1) 化学物質総合管理庁は、科学的知見の充実及び科学的方法論の向上のため、化学物質のハザード評価、曝露評価及びリスク評価に関係する国内外の政府、学界、産業界その他関係者との情報共有および協働を確保して、化学物質と生物の相互作用の評価方法、合理的な有害性予測手法、疫学的調査方法などの調査・研究開発活動を促進し調整する仕組みを整備する。

(2) 化学物質総合管理庁はまた、取扱化学物質の人又は環境への影響のリスク評価の結果とそれに基づき実施したリスク管理対策の妥

当性について、作業者、消費者等の疫学的調査、中毒情報、環境生物や生活環境のモニタリングデータなどを活用して確認する。

第五章 雑則

この法律の実効性および運用の透明性を確保するため、雑則として以下の事項を規定する。

一、当事者の営業上の機密情報及び財産権の保護と補償

- (1) 化学物質総合管理庁は、化学物質管理の実態調査、取扱化学物質や新規化学物質等の評価及び情報の公開において、当事者が提出する情報の営業上の機密を保護する措置及び当事者が費用をかけて取得した情報の財産権を保護し補償する措置を定める。
- (2) ただし、営業上の機密情報を保護する事業者の権利は、危険有害化学物質に関する情報に対する労働者、消費者および社会の知る権利と均衡させる。

二、社会の意見集約の場の設置

化学物質総合管理庁は、この法律の執行あるいは化学物質総合管理にかかわる政策等について、事業者、労働者、消費者、市民など社会各層と意見交換を行い、認識の共有化を図り取組みの方向性を明確にする場を設置する。

三、専門人材育成と教養教育

- (1) 政府は、化学物質総合管理に精通し、化学物質のハザード評価、曝露評価、リスク評価及びリスク管理の実務を担いうる専門家を養成する人材育成体制を強化する。
- (2) 政府は、化学物質総合管理に関する教養の向上に資するため、学校教育や社会人教育を強化する。
- (3) 政府はまた、国際的なデータ相互受入れ(MAD)や評価相互受入れ(MAA)またはMANs)に適切に対応できるように、化学物質管理の事務に携わる化学物質総合管理庁の行政官および化学物質総合評価機構の職員について化学物質総合管理の研修などを行い国際的水準に達するようその能力の向上に努めるとともに、広く社会の協力を得て必要な人員の増強を図る。

四、化学物質総合管理中期計画の策定及び年次報告書の公表

- (1) 化学物質総合管理庁は、化学物質総合管理の実効性、効率性及び整合性を計画的に改善するため、関係省庁との協働の下、事業者、労働者、消費者、市民など当事者の参加を得て、国際的合意に準拠して化学物質総合管理の現状を分析し、改善のための課題を明確にする化学物質総合管理中期計画を策定し、5年ごとに見直して改訂する。
- (2) 化学物質総合管理庁は、この法律の執行状況を含めて、化学物質総合管理中期計画に基づく取組みの現況、国内外の化学物質総

合管理にかかわる動向、今後の課題と取組みの方向などを記述した報告書を毎年度作成し公表する。

第六章 関連法規の一部整理・統合

この法律（以下、新法という。）の制定に伴い現行関連法規の一部を整理・統合するため以下の措置を講ずる。

一、関連法規における危険有害物のハザード分類規準の統一性確保

新法においては社会で取り扱われる全ての化学物質の人及び環境に対する危険有害性（ハザード）を国際的に整合したハザード分類規準（GHS）に照らして包括的に分類する。化学物質のハザード分類が関連法規の間で異なることは当事者間の相互認識および国際貿易上の支障となりうるため、関連法規における規制対象物質の指定等は、物理的ハザードの場合を含めて、新法におけるハザード分類結果に基づいて行うよう変更することとし、原則として新法による制度に一元化する。

二、関連法規における安全データシート交付制度の新法への移管

現在、毒物劇物取締法、労働安全衛生法及び化学物質管理促進法に分立しつつ重複している化学物質等に係る安全データシート（SDS）交付制度は、新法に規定される国際的に整合した交付制度と重複するため、いずれの制度も新法の制度に統合する。

三、関連法規における危険有害物容器・包装のラベル表示規準の統一性確保

現在関連法規に規定される危険有害物の容器・包装のラベル表示規準に関しても、その書式等が関連法規の間で異なることは当事者間の相互認識および国際貿易上の支障となりうるため、物理的ハザードの場合を含めて、新法におけるハザード分類結果とラベル表示規準に基づいて行うよう変更することとし、原則として新法による制度に一元化する。

四、関連法規における新規化学物質審査制度の新法への移管

現在、労働安全衛生法及び化学物質審査規制法に規定される新規化学物質審査制度は、内容的に若干の差違はあるものの類似した制度であり、新法に規定される包括的な新規化学物質等の評価制度と重複するため、両制度を新法の制度に統合する。

五、毒物劇物取締法の新法への統合

毒物劇物取締法の役割は人に対する毒性が強い化学物質の取締りに限局されている。それゆえ取扱化学物質の総合的なリスク評価・管理の効率性および実効性の向上のため、毒物劇物取締法の役割を新法に規定される管理制度に統合する。

六、有害物質含有家庭用品規制法の新法への統合

有害物質含有家庭用品規制法の役割は人に対する毒性が強い化学物質を含有する家庭用品の取締りに限局されている。それゆえ取扱化学物質の総合的なリスク評価・管理の効率性および実効性の向上のため、有害物質含有家庭用品規制法の役割を新法に規定される管理制度に統合する。

七、化学物質審査規制法の抜本的変更

化学物質審査規制法の役割は人及び環境に及ぼす環境経由のリスクに基づく特定化学物質の取締りに限局されている。しかし社会に流通する化学物質の審査と規制を行う法という位置づけから新法の規定事項と類似する部分が認められる。

そのため新法と化学物質審査規制法の類似性を解消するため、化学物質審査規制法の事前審査に係る規定を新法に統合し、主な規制内容を残留性有機汚染物質 (POPs) に係る国際条約に対応する法律に変更する。